

平成 25 年度 第 1 回三条市地域自立支援協議会会議録

1 開 会 平成 25 年 7 月 31 日（水） 午後 2 時

2 場 所 三条市役所 2 階 大会議室

3 出席者 委員 11 名

丸田会長、金子副会長、川瀬委員、吉澤委員、樋熊委員、小越委員、鍋嶋委員、
本田委員、内山委員、大湊委員、栗山委員

欠席 3 名（高橋委員、佐藤委員、本間委員）

事務局

駒形福祉課長、長谷川福祉課長補佐、丸山障がい支援係長、
堀江主任、熊木主任、古俣主事

相談支援事業所

相談支援センターハート 阿部相談支援専門員

相談支援事業所ひめさゆり 目黒相談支援専門員

4 議 事

- (1) 平成 24 年度 相談支援に関する取組について
- (2) 第 3 期三条市障がい福祉計画の進捗状況について
- (3) 第 3 期三条市障がい福祉計画の重点課題の取組について
- (4) 高齢化を見据えた居住支援の在り方について
- (5) その他

5 会議の経過及び結果

（丸田会長）

平成 25 年度第 1 回三条市地域自立支援協議会を開会させていただく。

会議に先立ち、駒形福祉課長からごあいさつをいただきたい。

（駒形福祉課長）

本日は、何かとお忙しいところご出席いただき、また、日頃から、本市の福祉行政にご支援、ご協力をいただき、本当にお世話になっている。

さて、昨年 3 月に策定した第 3 期三条市障がい福祉計画において、特に、障がい者の経済的な自立と社会参加のための環境整備、あるいは高齢化への対応といったことを重点課題として掲げている。そして、この課題解決に向けて専門に検討するための専門部会と作業部会を、この自立支援協議会の中に設置させていただいたのが今年の 8 月であった。

その後の重点課題の検討状況や取組内容については、後ほど議事の（3）で報告させていただくが、例えば、4 法人が共同で大口の注文を一括受注したり、また、自主製品の紹介や企業向けの施設紹介等を行ったりして、販売の促進、就労機会の拡大につなげていきたいということで、既に、できるものから取り組んでいただいているところである。

更には、（4）として「高齢化を見据えた居住支援の在り方」について、ご協議をお願いしている。これは、日常生活訓練などの機能を備えた基幹型グループホームの設置の必要性について、作業部会を半年以上かけて数回開催し、現場の声を聴きながら取りまとめたもので

あるため、委員の皆様から、それぞれの立場でご意見をいただければと思っている。

本日は、よろしくお願ひしたい。

(丸田会長)

『委員の交代について事務局から説明を求める。』

(長谷川福祉課長補佐)

『委員の交代について紹介』

社会福祉法人青空福祉会 青空地域生活支援センター施設長兼ともしび工房管理者 川瀬
正様、三条公共職業安定所統括職業指導官 吉澤正好様

(川瀬委員) (吉澤委員)

『あいさつ』

(丸田会長)

本日の出席について報告させていただく。

委員定数 14 名のところ、出席 11 名、欠席 3 名となっている。半数以上の出席があるため
本日の会議は成立している。

(長谷川福祉課長補佐)

『資料の確認』

(1) 平成 24 年度 相談支援に関する取組について

(丸田会長)

それでは、次第に基づき議事を進める。

議事「(1) 平成 24 年度 相談支援に関する取組について」事務局から説明をお願いし
たい。

(障がい支援係 古俣主事)

それでは、資料 1 をもとに「平成 24 年度の相談支援に関する取組について」報告させて
いただく。

1 ページをご覧いただきたい。連絡調整会議であるが、毎月 1 回程度、本協議会の資料
調整や相談支援に関する課題の整理を行うため開催した。順次、説明をさせていただくが、
2 ページ以降の相談支援ケース検討会、事業所情報交換会についても連絡調整会議が主と
なり企画・運営を行った。

2 ページをご覧いただきたい。相談支援ケース検討会であるが、困難ケースについて市
内の相談支援事業者で情報共有を図ること、また、相談支援専門員の相談支援スキルを向
上することを目的として開催した。実際、支援に行き詰っているケースを検討することで、
出席者から様々な方策が得られる良い機会となった。

3 ページ、4 ページをご覧いただきたい。事業所情報交換会であるが、連絡調整会議に
て整理される相談支援の課題を解決するための手立ての一つとして開催した。

平成 24 年度については、6 月に特別支援学校と障がい福祉サービス事業者との情報交換、
12 月に障がい福祉サービス事業者と介護保険サービス事業者との情報交換を開催した。

6 月に開催した情報交換会は、特別支援学校を卒業する際に本人及びその保護者がより
良い進路選択ができるよう、関係機関で卒業予定者の進路希望状況や事業所の空き状況見

込みについて情報交換することを目的として開催した。

12月に開催した情報交換会は、障がい福祉サービスと介護保険サービスを併用しながら地域生活を送っていた方の事例を通して、障がいと高齢の関係者が交流する機会を作ることを目的として開催した。

特別支援学校と障がい福祉サービス事業者との情報交換会については、出席者から毎年開催してもらいたいとの要望もあり、今年度も既に6月に開催した。

続いて、5ページをご覧いただきたい。5ページから12ページは平成24年度の相談支援活動の状況である。相談件数の推移を始め、相談内容の傾向などを数値とグラフでお示ししたことになる。

また、グラフから見える相談支援の状況についても記載させていただいたため、あわせてご覧いただきたい。

以上で、説明を終わらせていただく。

(丸田会長)

事務局の説明について、委員の方々から質問があればお願いしたい。

(一同、特になし)

それでは、議事「(1)平成24年度 相談支援に関する取組について」は了承することで良いか。

(一同、了承)

了承することに決定した。

(2) 第3期三条市障がい福祉計画の進捗状況について

(丸田会長)

次に、議事「(2)第3期三条市障がい福祉計画の進捗状況について」事務局から説明をお願いしたい。

(障がい支援係 堀江主任)

それでは、資料2により説明させていただく。

第3期の計画で設定した数値目標及び見込量の、平成24年度の実績について説明させていただきます。

1ページをご覧いただきたい。最初に、「障がい福祉計画の数値目標」として設定した各項目の平成24年度の実績値について説明させていただきます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行についてであるが、この項目では「地域生活への移行者数」及び「施設入所者の削減数」の2つの目標値を設定した。「地域生活への移行」した実績値は、14人(3.2%)となった。実績値は、平成18年度からの累計で、平成24年度、単年度の移行者数は3人である。地域移行した先としては、3人ともケアホームに移行した。

次に「施設入所者の削減数」についてだが、平成25年3月末時点の施設入所者数は103人で、計画策定時の数値と同様の数値となり、削減には至っていない。これは、先ほど説明したように3人の方が地域生活に移行しているが、施設入所のニーズが高く、待機者な

どの新たな入所があったためである。

続いて、2ページをご覧ください。(2)福祉施設から一般就労への移行についてだが、平成24年度に福祉施設のサービスを使って、一般就労した方は12人いた。これは、平成17年度の3倍となっている。就労した方の障がい種別としては、知的障がいの方が10名、精神障がいの方が2名一般就労した。

次に、(3)就労移行支援事業の利用者数についてだが、福祉施設を利用していた方が平成24年度末で398人いた。その中で、就労移行支援事業の利用者は21人おり、割合としては5.3%となった。この数値については、平成24年度に就労移行支援事業のサービス提供を開始した事業所があり、計画策定時点の実績値より0.1%利用者の割合が増えている。

続いて、3ページをご覧ください。就労継続支援事業のA型・B型を利用している方の中で、就労継続支援A型事業を利用している方の割合について定めている数値である。平成24年度末で、就労継続支援事業のA型・B型を利用していた方は174名おり、その中でA型を利用した方は26人。全体では14.9%となった。

この数値については、平成24年度に障がい者拠点施設グッデイいきいきサポートセンターとスノーピークウェルが新たに開設して、就労継続支援A型のサービス提供が行われたことから、計画策定時点の実績値より4.7%ほど利用者が増えている。

次に、4ページから7ページにかけてをご覧ください。こちらは、障がい福祉サービスと地域生活支援事業の、平成24年度の見込量と実績量について記載してある。

主に、数値の開きが大きいものについて説明させていただくと、4ページの訪問系サービスでは、「重度訪問介護」について利用を見込んだが、実績としては利用がなかった。

5ページの日中活動系サービスでは、「短期入所」について利用者数は増えているものの、延利用者数は、見込量を下回る結果となった。1人当たりの利用日数が少なかったものと考えられる。

次に、相談系についてだが、地域相談支援の地域移行支援及び地域定着支援は利用を見込んだものの利用実績はなかった。

7ページの地域活動支援センターだが、基礎的事業について数値を見込んだものの、事業の実施がなかった。

また、他市町村の機能強化事業の利用者についてもいなかった。

以上で、説明を終わらせていただく。

(丸田会長)

今ほどの説明について、質問や意見があればお聞きしたい。

他の市町村においても計画相談がなかなか思うように進まないという課題を抱えているが、その辺のことについて私から質問したい。事務局どなたかお答えいただければと思う。計画相談の実績値が、見込量を大幅に下回っている要因があるかと思うが、平成25年度に向けて回復の兆しがあるのか、同じような課題を継続しているのか一言で良いためお答えいただきたい。

(障がい支援係 堀江主任)

昨年度に開催した専門部会において、重点課題と一緒に計画相談についても4法人と情

報交換をしてきたが、今ほど話があったようにあまり進んでいない。平成 25 年 6 月 1 日現在の三条市の状況は、計画相談の対象者が 717 人で、計画を作成した者は 98 人となっている。計画は、主に市内の事業所から作成してもらっているが、市外の施設に入所している方は、市でサービスの更新時期などに施設に相談して、近隣の事業所から作成してもらっている。

(川瀬委員)

今ほどの件だが、私どもも相談支援事業を市から委託を受けてやっている。計画相談は 3 年間で作成することになっており、日常の相談業務に追われる中、精いっぱいやっている。恐らく、20 数件は作成している。

相談支援機関が市内で 5 つあるが、私どもの所は、主に精神障がい者の相談を中心にやっている。少し戻るが、資料 1 の 5 ページを見てもらいたい。相談件数の推移では、知的障がい者の相談が 1,778 件、精神障がい者の相談が 1,368 件となっている。相談支援事業所で対象者の区別は無いが、精神障がい者の相談となると私どものところにも多く相談に来られる。一つの事業所で、1,400 件近くもの相談を受けるとなると、なかなか人的体制を組むことも厳しい。また、精神障がいの方の電話相談となると長くなる。1 件当たりの相談時間が長いため、相談支援に従事する職員は精神的な部分を含めてもハードな状況となっている。法人としても、十分な体制づくりをしなければならないが、下支えとして、やはり行政からも支援に入っていただきたいと考えている。

(丸田会長)

樋熊委員、何かご意見がありそうだがいかがか。

(樋熊委員)

私どもも学校として色々な相談を受けている中で、知的障がいと精神障がいの両方がある方、例えば発達障がいの方で「この相談事業所に」というのは、私どもから連携しにくい部分もある。でも、実際に SOS を発信されている方、発信できずに悶々としている方もたくさんいるため、上手く発信できない方に対してどのように我々からアプローチしていけばいいのか非常に難しいところである。

(丸田会長)

計画相談に焦点を当てるつもりではないが、今話があったように、一般相談を含めて、そもそも市内で障がいを巡る様々な不安や困難を抱える人たちに対する三条市としての相談支援体制をどう整えていくかということは、今後もやはり検討が必要なのだろうということで発言をさせていただいた。

他にはいかがか。

(一同、特になし)

それでは、議事「(2) 第 3 期三条市障がい福祉計画の進捗状況について」は了承するということでしょうか。

(一同、了承)

了承することに決定する。

(3) 第3期三条市障がい福祉計画の重点課題の取組について

(丸田会長)

議事「(3) 第3期三条市障がい福祉計画の重点課題の取組について」事務局から説明をお願いしたい。

(障がい支援係 堀江主任)

それでは、資料3により説明させていただく。

1ページをご覧いただきたい。三条市地域自立支援協議会の組織図である。組織図の中にある「障がい福祉計画重点課題専門検討部会」と「障がい福祉計画推進検討作業部会」で検討を行ってきた。検討を行うに当たり、法人から提出された課題を整理したものが、2～3ページの課題整理票となる。

4ページをご覧いただきたい。専門検討部会及び作業部会の開催状況である。部会では、「できるものから取り組む」との考え方で進めてきた。

5ページをご覧いただきたい。検討した取組等を記載してある。

(1) ネットワークについてだが、法人間で連携し、情報発信する取組として、ホームページが無い事業者も多いことから、三条地域ポータルサイトの「さんじょう情報広場(福祉の広場)」を活用して情報発信ができないか検討した。

今後、各事業所で製造販売している自主製品を、一括して掲載するなど法人の枠を超えた取組も考えている。

(2) 工賃等収入についてだが、利用者の工賃アップを図るための取組として検討してきた。

冒頭に課長からも話があった「障がい者拠点施設での一括受注方式の確立」ということで、障がい者拠点施設グッデイいきいきサポートセンターの運営協議会が窓口となり、1施設で対応できない大口受注について、市内事業所で連携し、対応する仕組みを作った。実際に、郵政からの受注作業など既に実施しているものもある。

また、資料3参考のとおり、企業向けのパンフレットということで、事業所として求めているものや事業所の活動状況について掲載したパンフレットを作成した。

事業所で農作物等を栽培しているところもあることから、農作物や自主製品を販売するために、事業所間で連携して実施できる取組がないかという検討も行った。考えた取組としては、食材の提供、レストランひめさゆりで販売、しみん朝市及びマルシェへの出店である。

6ページをご覧いただきたい。事業所では、障がい福祉活動サポート交付金を活用して、利用者の作業工賃の向上を図るための取組を行っている。平成24年度は2件の実施があり、平成25年度は3件の事業の実施を予定している。詳しい内容については、巻末の資料をご覧いただきたい。

7ページをご覧いただきたい。今後の予定としては、専門検討部会等で検討した「さんじょう情報広場」の整備や販路拡大について、今後、取り組んでいきたいと考えている。

以上で、説明を終わらせていただく。

(丸田会長)

今ほどの説明について、質問や意見があればお聞きしたい。

(鍋嶋委員)

さんじょう地域ポータルサイトは、多分知らない方の方が多い。その辺の PR をしないとダメではないか。この場で知っている人はいるのか。

(丸山障がい支援係長)

現在、情報管理課が全体の管理を行っている。また、広報さんじょうに PR を載せるということを定期的に行っているが、なかなか周知されていないようである。連携しながら活性化を図って行きたいと思う。ただ、障がいだけではないため、全庁的にも情報管理課が主となって活性化を図って行くということで進めているところである。

(丸田会長)

ポータルサイトのことについては、それこそ関係者団体、当事者団体の方たちはいかがか。それぞれの認識があったらお話しいたきたい。大湊委員はいかがか。

(大湊委員)

私、個人としてはそういったサイトがあることは全く知らなかった。インターネットをする方はいいが、しない方もいるため、もう少し PR していただければと思う。

(丸田会長)

最も身近なところで、地域福祉を推進していただいている社協の鍋嶋委員は、社会福祉協議会の立場でも十分承知をしていないということであるが、吉澤委員はハローワークの立場ではいかがか。

(吉澤委員)

承知していない。

(丸田会長)

市として各委員の認識がこのような状態であることは把握しておいてもらいたい。

私の方から、障がい児の支援を巡る体制づくりについて、各自治体が色々な問題を抱えているため、三条市としてどのような課題を認識しているか、県の自立支援協議会を間近に控えていることもあり、聞いてみたい。三条市における障がい児の支援を巡る課題としてどのようなものがあるか。昨年から、障がい児の支援に関するサービスの仕組みが動き始め1年経過した中で、色々な自治体が問題を抱えているため三条市ではどうなのか教えてもらいたい。

例えば、就学前の障がい者が重たい方々のショートステイがなかなかスムーズに使えない、あるいは障がい者が重複している方々のショートステイや放課後等デイサービスがなかなかない、なかなか表現できない年齢の小さな方々のニーズをどのように取り上げていくかという辺りについては、全体的な課題となっている。

(樋熊委員)

今のことに関連して、重度心身障がいの方が使える日中活動の場は三条市には少なく1か所しかない。少しずつではあるが、月々岡特別支援学校への送迎サービスをしてくださるようになり、放課後にサービスを利用できるようになってきているが、障がいの程度で本当に重度心身障がいであれば利用できない。重度心身障がいではない身体障がいの方

はそこを使えないという話もある。課題にも書いてあるが、特に長期休暇は皆さん予約の開始日と同時に電話をして、夏休みの日中一時支援の予約をすぐにとっている。

それでも、夏休みは 40 日近くあり、事業所によっては受け入れる日数が制限されて 10 日しか使えないとなると、いくつかの市内の施設を掛け持ちしたり、市外のコロニーなども利用している。

障がい児の使えるサービスが少なく、親御さんでも気の利く方は早く相談されるが、夏休み近くになってどこか預けるところがあるかと相談されても既に遅く、学校で施設へ問い合わせると満員だと断られるのが現状である。

(丸田会長)

そこに、相談支援事業者が関与できるようになっていると良いが、どうしても障がい児のサービス利用計画の最初の相談から関与できないため、保護者の方がはまぐみやコロニーに直接相談を持ち掛け、そこから手詰まりになってしまうとサービス利用に結びつかないということになってしまう。なかなか実態が見えてこない。樋熊委員も実態の一部をご存知だと思うが、そういったことは内山委員や栗山委員の耳に届いているか。

(内山委員)

そういったことは聞いていないが、昔と比べると良くなったなというのが正直な感想である。

(丸田会長)

そこは、私の立場で問題提起をさせていただいたことにとどめさせてもらう。

他にご発言はあるか。

(一同、特になし)

それでは、議事「(3) 第 3 期三条市障がい福祉計画の重点課題の取組について」は了承するというのでいかがか。

(一同、了承)

了承することに決定する。

(4) 高齢化を見据えた居住支援の在り方について

(丸田会長)

議事「(4) 高齢化を見据えた居住支援の在り方について」事務局から説明をお願いしたい。

(障がい支援係 丸山係長)

資料 4 について説明をさせていただく。1 ページをご覧ください。

まず、高齢化に伴う障がい者の現状と課題である。「障がい者の高齢化社会」ということで、左側が「過去・現在」、右側が「今後の予測」として記載してある。左側の「過去・現在」であるが、市全体の 65 歳以上の人数で、平成 18 年度と平成 24 年度の比較になり、2,815 人増となっている。その下を見てもらうと、市全体の世帯規模は、1 世帯当たり 0.3 人減となっている。さらに、障がい者の 65 歳以上の人数は 276 人増となっている。これらの「過去・現在」から「今後の予測」をすると、右側に記載してあるが、「家族」につい

ては親等の家族の高齢化や世帯規模の縮小が考えられる。次に、「単身」で支援が得られない障がい者の単身化が発生してくる。そして、最後になるが、「本人」で、地域で単身生活をする障がい者の高齢化が進んで行く。こういった流れで、「単身化・高齢化」という課題が出てくる。図の左下に「障がい者の単身化」ということで、選択肢を確保し、主体的な自立生活を送れるようにするためのサービス提供体制の整備、「自己選択・決定」の確保が必要となると作業部会でまとめさせていただいた。

続いて2点目の課題であるが、「障がい者の高齢化」住み慣れた場所で、安心した生活を送れるようにするためのサービス提供体制の整備、言い換えれば「安心・安全」の確保ということでまとめさせていただいた。

2ページをご覧ください。1ページは、障がい者本人の視点に立ち現状と課題を整理させていただいたが、今度はサービスを提供する側の視点に立って現状と課題を整理したものとなる。まとめ方としては、障がい者のライフステージで、左から「学齢期」、「青年・壮年期」、「高齢期」というようにまとめてある。図の下を見ていただくと、居住の場と日中の場ということで分かれている。こちらに掲げてあるのは、主なサービスで、学齢期の居住の場としては、学校寄宿舎、児童入所施設などで、日中の場としては、特別支援学級、特別支援学校等となる。右の「成年・壮年期」「高齢期」を見ていただくと障がい福祉サービスの代表的なものを掲げてある。

このライフステージにおける各期の変わり目のところで、ギャップが発生している。ギャップの一つ目が、「教育と福祉」のギャップである。教育、福祉ともに個別支援の視点での目標設定は変わらない。だが、福祉では、全ての障がい者に「地域移行」「就労移行」といった視点が加わる。学校では、障がい児にとって最も適切な環境で学ぶということがあるが、卒業して地域に出た瞬間、個別支援の部分は変わらないが、障がい者総体として、「地域移行」や「就労移行」という地域に馴染んで行きましょうと目標が変わる。このことはご本人にとってギャップであり、保護者にとってもプレッシャーになっていると聞いている。これが一つ目のギャップである。

二つは、「福祉と保険」のギャップになる。障がい者が65歳以上の場合、原則として介護保険サービスが優先されるが、負担の増加や受け入れ体制が整わないなど、介護保険への移行が難しい。全ての障がい者が介護保険に移行できないわけではなく、身体障がいであれば普通に介護保険へ移行している。しかし、行動の部分や理解の部分において、障がい重い方はなかなか介護保険制度へ移行できない実態がある。

まず、負担の増加であるが、障がい者の場合は応能負担で、ほとんど利用者負担は0円に近い。介護保険になると、応益負担となり、利用した1割が利用料として自己負担分を納めなければならない。そういった時に、例えば一人暮らしの障害基礎年金2級の方などは、負担増に対応できない。そういった負担の部分と、受け入れ体制についても、介護保険は身体機能の低下、いわゆる加齢に対して対応できるが、行動部分や理解の部分については専門知識が無いということから断られてしまうケースが多い。そうすると、福祉と保険のギャップが起きてくる。

続いて3ページをご覧ください。課題の整理と施策の方向である。プロセスとして

は、左側に「整理」、「検討」、「結論」となっている。まず、整理だが「青年・壮年期」、「高齢期」と二つに整理させてもらった。「青年・壮年期」だが、本人については、単身化による自己選択・決定が一つの課題、サービスは地域・就労移行がギャップ。「高齢期」は、本人については安心・安全の確保、サービスについては介護保険移行のギャップがある。これらをそれぞれ検討したが、検討の中で出された意見が点線の中のものである。

そして、これらをまとめて出した結論としては、居住支援といえばグループホームが浮かぶが、そのグループホームを機能強化するということである。図に5つの役割と機能が書かれているが、大きな役割としては上の2つで、地域移行支援、地域定着支援といった役割を機能強化していく上で行っていく。その下に、機能を3つ掲げてあり、日常生活訓練、サテライト型住居、夜間コールセンターといったもので、上の役割を果たしていく。こういった形で、基幹型グループホームの設置ということをもとめさせていただいた。

4ページをご覧ください。基幹型グループホームの役割・機能であるが、1/2ということで基幹型の役割のイメージを書いている。大きくは、「地域定着支援」と「地域移行支援」という役割を機能させたら良いと考えている。左側の「地域定着支援」から話をさせていただくと、流れとしては、①、②、③と番号で時系列になっている。従来の形であれば①、③で在宅・単身化の最終的な居住の場となる「グループホーム」「ケアホーム」などへ移行するが、移行するにしても、まず、グループホームの利用条件として、日常生活の習慣がない（身の回りのことができない）と入れない実態がある。そういったことを解消していくために、①、③の間に②として、基幹型グループホームで日常生活訓練を施してもらってから、生活能力を高め、最終的な居住の場である本来のグループホームに移行してもらうということがこの図では書いている。まずは、日常生活訓練を行うことで、在宅から基幹型グループホームの間にギャップを解消する。併せて入所施設の利用を可能な限り防止し、地域に留めるということである。

続いて、右上の方の地域移行支援だが、今度は施設入所から地域へ移行していただく際、通常であれば①、③で最終的な居住の場へ移るが、やはりギャップがあり、地域移行に不安を感じる方もいる。そこで、②で日常生活訓練を施してから、なるべく実態に近い日常生活を通して準備をしてから移行をしていただくという流れを考えている。基幹型グループホームの役割としては、地域定着支援、地域移行支援という大きい役割を担うことになる。

続いて5ページをご覧ください。基幹型グループホームの役割・機能の2/2となる。こちらは、機能の部分を中心に強調して記載した。基幹型グループホームに備えるべき機能で、まず1点目は、日常生活訓練である。帰宅後、居住の場における日常生活能力の維持・向上のための訓練を提供し、地域移行・定着のサポートを行う。

続いて、サテライト型住居だが、共同生活住居だけでなく、単身生活住居のニーズにも対応。積極活用により事業・定員の拡張性を確保する。ここで説明させていただきたいのだが、まず「数」の話については、障がい福祉計画の見込量というものがあり、そちらの方に議論を譲っている。ここでは、主に、機能・内容について議論し、「在り方」ということでまとめさせていただいた。ただ、サテライト型住居は数の部分にも関係するもので、

事業の定員の拡張性を確保するとしている。サテライト型住居について説明させていただくと、サテライトとは衛星という意味があり、まず、基幹となる広めの交流スペースを持つ核となる施設があり、その周りに衛星のようにサテライト型の住居が点在する。このサテライト型住居の今までのグループホームとの違いだが、まず大規模改修が不要となる。アパート1室から借りることができるようになる。また、1人で住むことや2～3人で住むことも可能である。そのアパートから、10分以内の距離にある基幹となる施設に来てもらい、そこで食事を取り、他利用者と交流してもらい、また自分の住居へ帰っていただくという形のものになる。これが、国で制度化されるのは来年度からとなっており、こちらを活用していくべきではないかとここで掲げさせていただいている。

続いて、夜間コールセンターであるが、利用者や地域移行者に緊急の事態が生じたときの窓口を設置。必要に応じて、利用者の呼び出しなどに対応する。こちらは、安心・安全の確保がメインの役割となる。

最終的には、点線で囲われた部分になるが、それぞれの居住の場で、可能な限り自立した地域生活を送るということで、最終的な居住の場として用意されているものは記載のとおり6つになる。1点目がサテライト住居の共同でアパート1室から借りられるもの、その隣が単身で1人から利用することが可能となるもの。なお、ここでさらに点線で囲われている「サテライト住居（拡張）」については、改修費が不要となるため、今までのグループホームの整備と違って、定員を増やすハードルが低くなる。こちらを活用し、定員を確保していく。続いて、左下は従来どおりの共同生活住居としてグループホーム、ケアホームになる。最後になるが、在宅ということで基幹型グループホームで訓練をして、地域移行を目指していくという内容となっている。

以上で、説明を終わらせていただく。

(丸田会長)

この議題は、説明を聞いて質問を受け、意見が無く終わるというわけにはいかない。説明を聞いて、それぞれイメージできたところとなかなかイメージできにくいところがあったと思うが、それぞれの立場から率直なご質問等をいただきたいと思う。金子副会長はいかがか。

(金子副会長)

いからしの里は入所施設である。4ページの基幹型の役割のところ、入所施設へは「可能な限り防止」とあるが、10年前に措置から契約に変わった段階で、入所施設の在り方が議論された。その中で、真に必要な障がい者が利用するという考えであったので、このことが背景にあると思う。入所施設の役割としては、例えばグループホームとの違いとして、人数も当然あるが、職員配置で医療に関係する看護師が配置されたり、食事面では栄養士を配置して支援している。

また、支援員についても、専門職の人数がある程度確保されて、支援している。これらの支援を必要とする人たちが、入所施設で生活をするのだろうと思っている。

(川瀬委員)

私どもの法人は、精神障がいの利用者を中心に通所施設、相談事業、地域活動支援セン

ターで支援を行っている。先ほどの、重点課題の取組の資料3の2ページの居住の場のところで、精神障がい者のことが書かれているため紹介させてもらいたいと思う。青壮年期のところにもあるが、一つはグループホーム、ケアホームは市内にもあるが、数が少ないということと、特に、精神障がい者が利用できる場所は現状としてはない。私どもも、相談を受けると長岡市など近隣の事業所を紹介している。将来的には、法人としてもグループホームは検討課題だとは思いますが、すぐにはできない状況である。そして、宿泊型自立訓練施設がないということもあるが、私どもの対象の方は、福祉施設というよりも、どちらかといえばまずは入院して退院した後、在宅ケアという形であり、国の大きな舵取りで、入院から退院、退院後は在宅で社会の中で復帰をしていくという方向性が追加された訳である。病院を出た後、精神障がい者が利用できる施設が、市内には私どもの施設くらいしかないという部分がある。それと、短期入所の施設もなかなか精神障がい者が利用したいとなると条件があり、すんなり短期入所を利用できないという現実がある中で、今回の検討内容は大変良いと思う。ただ、サテライト型住居や共同生活住居の部分では、ベースが基幹型で通過型のものとしては良いと思うが、地域全体として、この先、サテライト型住居やグループホームをどのように構築していくのか、理想形は分かるが、現実には法人においても、法人運営の財政的な不安もあるため、そう簡単には上手くいかないと思う。

もう一点は、サテライト型住居の部分で、民間アパートなどを活用し、基幹型グループホームへ通いながら生活訓練をしていくということは理解できるが、アパートの確保については、私ども法人の利用者の方も大きな課題である。精神障がいの方たちは知的の部分はある程度の判断力や能力があり、どちらかと言えば、本人たちはグループホームよりも自分が頑張れる間は、アパートで生活をしたいという希望がある。保護者や家族は、グループホームに入ってもらった方が安心でき、障がいの部分や本人のためにも良いのではないかと考えており、家族間においてもギャップがある。話を戻すが、アパートの確保において、現実的に障がいのある方が単独で借りることは、保証人の問題や身元保証などがあり、今言われた形は理解できるが、住居の確保は簡単にはできないと思う。市が市営住宅を開放する形で対応してくださるとは思うが、それも厳しい部分があると思う。そこは今後の課題と思うが、そういったことも併せてぜひ仕組み作りをしてもらいたい。

(丸田会長)

他の委員のみなさんは、検討会や個別の作業部会に出ているわけではないため、コメントがあればいただきたい。

(本田委員)

この提案された資料をさっと読んだだけで質問することは無理な話だが、この問題は、これが課長の所へ行き、課長から部長へ行き、部長から副市長ないし市長へ行き、議会へ提案されるのはいつ頃になるのか。大まかなものでよいので、聞かせてもらいたい。5年や10年で、このような格好がつくかということを知っておきたい。

(駒形福祉課長)

先ほどの川瀬委員、それから本田委員から話をいただいたが、確かに私どもは今「在り方」「目指す方向性」ということで議論させていただいている。やはり、大きく捉え、こう

いった施設が三条市には必要であるという意味を込めて、今、考えているためこういったものが皆さんの総意で「欲しい」「必要だ」とまとめればこれをもって私どもは実現に向かっていくということになる。

(本田委員)

私自身がこれを読んでも良く分からない所がいっぱいある。理解できない所がありながら聞くのは失礼だが、どのくらいの気持ちでやっているのか、5年かかるものは3年に、3年かかるもの2年にしてもらいたいと考えている。

(丸田会長)

他にいかがか。

(駒形福祉課長)

確かに方向性としてまとめるが、川瀬委員から出された意見については、ある程度の総意がまとめれば、これを具体化するためには財政面もある、それからどこに造るのか、どこが運営するのか、色々な課題がある。それを今後、クリアしていく中で具体的な内容を細かく詰めていき、ぜひ実現していくつもりで考えている。

(丸田会長)

今のやり取りについてご理解いただけたか。自立支援協議会の性格と市が考えている施策についてこの場で議論をさせていただき、一定の方向について協議会の中で「妥当である」とか「適切である」という総意が得られれば、それを一つの根拠として市の施策が前進するわけであるため、そういう観点で取りまとめさせていただきたいと思う。各論の部分について心配な点があればお願いしたい。例えば、ショートステイの機能をこの基幹型グループホームの中に併せ持つようなことは部会の中で話題になっていないか。

(丸山障がい支援係長)

ショートステイだが、拠点施設が昨年オープンし、そこで定員が8人増えていることを考えると、今回は居住の場の検討に特化した方が良いのではないかなった。地域の課題としては、確かにショートステイの部分はいからの里で2人あるだけで、なかなか使うことができないという課題があったが、拠点施設の定員8人が加わったことである程度解消された。そこで、今回については居住の場、特にグループホームの居室の部分に重点を置くということで考えてきた。

(丸田会長)

当然、市直営というわけではなく、法人からその役割を担ってもらおうと思う。すぐに取りまとめをすることは簡単だが、ぜひご意見をいただきたい。

(川瀬委員)

今ほどの市内にショートステイができたというのは事実であるが、緊急性がある場合などに、体験をしてからでないとならぬなど色々な条件が現実的にあり、すぐには利用できないこともある。数は少なくとも良いが、どういう障がいであっても緊急を要する場合はあるため、基幹型グループホームには日常生活なり、24時間体制ということで専門性のある職員が配置されると思うので、そこが2人、3人と人数は少なくともショートステイ的な機能を合わせて持った方が良いのではないかと考える。

(丸山障がい支援係長)

ショートステイという形ではないが、緊急的に「明日、住む場所がない」という方が出てきた場合に、定員とは別に居住の場で部屋を作り、定員超過という形になるが、受け入れできるよう場所だけは確保しようと考えている。

(丸田会長)

ご存知とは思いますが、県内のある自治体では DV のシェルター的な役割、子どもの保護的な役割、障がいのある子どもを抱えた親御さんの緊急保護的な役割といった、プラスαのオプションを付けた機能として整備をした所もある。ぜひ、自立支援協議会の議題でもあるため、「そうしてください」ということではなく、意見としていくつかヒントがあればありがたいと思う。

今日は、当事者団体の方々もおられる。市から施策の方向性について意見を求められている。栗山委員いかがか。

(栗山委員)

高等部の親御さんたちが、夏休みに育成会のアトムを利用して、お泊り体験ができることについて嬉しいと言っている。

また、色々話が出る中では、グループホーム、ケアホームに将来入居させたいと言っているが、その時には親も高齢化しているため、親と一緒に入れるようなグループホームなどが将来できるといいという話はよくしている。

(丸田会長)

なるほど。ぜひ、そういう声を今日お聞かせいただきたい。内山委員はいかがか。

(内山委員)

事務局から説明のあったグループホームは、重度の障がいがある子は対象になるのだろうかという説明を聞いていて感じた。それこそ、いからしの里ができた際に、重度の子を通わせたいと言ったところ対象ではないとスッパリ言われて、苦い思いをしたため言葉にできなかった。やはり、ある程度自分の生活ができないとこれは対象にはならないのか。

(丸田会長)

それは大事なことである。いずれグループホームとケアホームが一体化していくわけで、障がいの重い・軽いは問わずに地域生活を支えていくという大きな目的がある。そういう観点で、どういったことが課題になっているかあれば教えてもらいたい。

(丸山障がい支援係長)

まず、地域と入所ということだが、現在、国の制度では障がい程度区分と数値化して切り分けをされている。しかし、現場としてはケアホームであっても区分が最も重い6が出ていて、受け入れられないということではない。その単価が設定されている。市ではこういった話を、今後の施策に反映させていこうと思っているが、実際、市だけでこれらを成せるかというところではなく、今度は運営をしていく法人との話が必要になってくる。その中で、私どもとしては、可能な限り障がいが重い方であっても地域に残せるような運営を行ってほしいと考えを伝えたいと思う。ただし、運営を行うのは法人となるため、運営していく中で財政的な部分や人員体制的な部分もあって、その中でやり繰りするため、

総合的に踏まえて事業を行うような形にはなると思う。

(内山委員)

やはり障がい者重度の方は数が少ないため、諦めてしまい、最初から声に出さないことが多い。もっと私自身も、皆さんから声を出してもらおうよう働きかけていきたいと思う。

(丸田会長)

声になりにくい小さな声であっても、ぜひ三条市民が抱えている声は大事にしていききたいと思う。他にはいかがか。

(小越委員)

私は、本当に恥ずかしいが、専門外で違和感があり何を質問したら良いか分からない。ただ、福祉という問題は本当に厳しい問題で、私ども企業にとっても、障がい者が結構いる。私の会社も約70人社員がいるが、2人松葉杖をついている社員がおり、障がい者を雇用するだけでも相当な金額がかかる。こういう子どもたちの障がいについて、私たち企業が認知していない状況の中で、このような問題を考えていることは商工会議所を含めてみんなへどうやって勧めて良いものか、どこからやったら良いのかと感じている。

(丸田会長)

それでも、現状をお伝えいただくことが大切かと思う。

改めて、吉澤委員はいかがか。国の政策ではあるが、それを三条市に落とし込んだ時に、どのように評価をいただけるものなのか。

(吉澤委員)

私もまだ実態が分からない部分があったのだが、今日は現状認識をさせていただき、また、国の方と色々と詰めていきたいと思う。

(丸田会長)

金子副会長はいかがか。法人の立場としていかがか。

(金子副会長)

今、お話のあった重度の方たちや高齢者の方たちというのは、この4月から動き出した総合支援法で、そのことが取り上げられている。まさにその問題を解決していこうという話し合いが始まったばかりで、今話題に出ている住み慣れたグループホームで年をとっても生活ができるようにとか、入所施設でも小規模の入所施設で対応していくような見通しをこれから立てて行こうということで、国がようやく取組を始めてこれから色々な議論がされていくのだろうと思う。それが何年先に実現するのかははっきりしないが、そういった動きがある。

(丸田会長)

他にご発言はあるか。

(一同、特になし)

それでは、議事「(4) 高齢化を見据えた居住支援の在り方について」事務局から説明があったが、進めようとしている施策の方向性については了承するというのでいかがか。

(一同、了承)

了承することに決定する。

(5) その他

(丸田会長)

では、議事「(5) その他」について、事務局から用意されているものがあればお願いしたい。

(長谷川福祉課長補佐)

事務局からは特になし。

また、本協議会は必要に応じて開催させていただきたいと思う。

(丸田会長)

事務局で用意されているものがないということで、多少時間があるが委員の皆様から会を閉じるに当たり何かご発言があれば伺いたい。

(一同、特になし)

それでは、少し時間が早いようだが本日の議事は全て終了した。

以上を持って、平成 25 年度第 1 回三条市地域自立支援協議会を閉会させていただく。大変暑い中、ご協力いただきありがたかった。

閉 会 午後 3 時 18 分